

# 再受付した住民意見に対する事業者見解書

分類	件数
1. 事業計画	25
2. 地域概況	
3. 予測・評価全般	1
4. 大気質	1
5. 騒音	
6. 振動	
7. 低周波音	1
8. 水質	
9. 水象	6
10. 土壌汚染	1
11. 地形・地質	5
12. 植物	
13. 動物	3
14. 生態系	
15. 景観	
16. 触れ合い活動の場	
17. 文化財	
18. 廃棄物等	
19. 温室効果ガス等	1
20. 電波障害	
21. 光害	
22. その他の環境要素	
23. 災害	
24. 事後調査	
25. アセス制度・手続き	
26. その他	
合計	44

諏訪市四賀ソーラー事業（仮称）に係る環境影響評価準備書に対して、2020年1月10日から2月25日まで、住民意見の再受付を募ったところ、20人から意見が寄せられた。  
これらの意見について、内容別に左記のように44件に分類した。

意見書 856

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>表記事業について株式会社 Loop（以下、貴社）の現計画および環境影響評価準備書（以下、準備書）に基づく事業遂行を前提とするならば、大幅かつ根本的な計画の見直しと、長期にわたる丁寧な環境影響評価を継続しない限りは事業を中止すべきです。</p> <p>貴社の事業計画は、事業目的とは相反する計画となっているものと考えます。また環境影響評価は自ら考え、調べるという姿勢にける不誠実な調査に基づくものです。その内容は科学的根拠に乏しく、論理的な説明がなされていません。</p> <p>これらのことから、貴社の事業は現計画のまま進めることは環境保全の観点から見て多くの問題を抱えており、現状のまま事業を進めることは許されざる行為です。今後の選択肢としては事業の中止、もしくは事業計画の根本的見直し、このいずれかのみが残されていると考え、意見を提出します。</p> <p>意見の詳細を以下の通り説明します。</p> <p>1. 事業目的と事業計画の乖離            貴社の事業目的は次の2項目です。            1) 再生可能エネルギーの普及            2) 山林維持管理能体制の強化            しかしながら現計画では、どちらの目的も達成できません。</p> <p>ソーラーパネルで発電したものは全て再生可能エネルギーである、私はそうではないと考えます。再生可能エネルギーとは、そこで生み出されるエネルギーの再生可能性、言葉を変えれば持続可能性のことだけを指すものではありません。例えば、熱帯雨林を伐採しプランテ</p>	<p>長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。</p> <p>弊社は再生可能エネルギーの普及により、日本のエネルギー自給率を高めることが弊社の使命であると考えており、環境保全と両立した再エネ導入を目指しております。山林管理については、森林法に基づいて対応していきます。間伐及び施肥等の維持管理を必要とする箇所には、適切な維持管理作業を実施します。</p>

意見書 856

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>ーション化して栽培したアブラヤシから採取されるパームオイルは環境に考慮した製品とは考えられていません。パームオイルだけを見れば植物由来であり、一般的には環境配慮型と見なされがちですが、それをどのようにして生産したのが重要です。さらにはこのヤシガラを輸入してバイオマス発電事業を行う計画があります。これもヤシガラを燃料にしてのバイオマス発電だけを見ればあたかも再生可能エネルギーですが、これも熱帯林伐採やプランテーションという行為を伴うことから、再生可能エネルギーとは呼ばないとの認識が社会的に認知されています。</p> <p>貴社事業計画では、パネルを並べるために、事業地の半分を森林伐採し、川を深く掘り下げて調整池を造成することになっています。これらの行為により森林の持つ生態系としての機能のほとんどは失われ、失った生態系はソーラーパネルやそこから発電される電力で補償できるものではありません。生態系を破壊した上で成立するソーラー発電は、太陽光からの発電であっても決して再生可能エネルギーと呼べるものではありません。</p> <p>すなわち目的1)については、そもそも再生可能エネルギーと呼ぶに値しないエネルギーを作り出そうとしている、これが実態であり、それゆえ貴社の目的1)は達成できません。</p> <p>目的2)について述べます。森林伐採を行なった林地については、山林維持管理能が失われていることは説明するまでもありません。</p> <p>残った森林も、工事中は間伐するとのことですが、その後について具体的なことを示していません。事業期間を考えれば、工事終了後の山林管理こそが重要で、その具体的計画も示さずに山林維持管理能について語ることは許されることではありません。目的2)が実現できないことは明らかです。</p>	

意見書 856

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				この事業をどうしても進めるといのであれば、パネル設置部分も含めた事業地全体の山林維持管理能が高まることを示す長期的かつ具体的な山林管理計画を示すことが必要です。	
2	第4章	調査・予測・保全対策・評価	4-1-1	<p>2. 環境影響評価に臨む姿勢の問題点</p> <p>まず最も大きな問題点としては、説明会においても、質疑応答会においても、環境影響評価を行なった環境アセスメントセンター（以下、センター）による環境保全上の評価結果に対して、センター自身が対処策を提示し、それをセンターが適正なものとして最終評価していることがあります。このような自作自演の評価では、とてもまともな環境影響評価として受けとめることはできません。</p> <p>次の問題点としては、判断基準が恣意的であることを指摘します。貴社の準備書では「影響は小さいと予測する」、「できる限り環境へ影響を緩和するため、環境保全措置を講じる計画であることから、環境への影響の緩和に適合するものと評価する」といった表現が繰り返し登場します。</p> <p>しかしながら、小さいとは何をもちいて小さいとするのかの客観的裏付けを示していません。貴社とセンターが根拠もなく「小さい」と言っているに過ぎません。貴社やセンターにとっては小さくても、他のステークホルダーたちにとっては決して小さいとは言えない可能性があり、なぜ小さいと言えるのかの根拠を示さないままに、ただ「小さい」と主張しても、そもそも議論の俎上にのせることすらできません。このような基本的なことが欠如している貴社の準備書には大きな懸念と疑念を抱いています。</p> <p>科学的な根拠を示す、論理的に説明するといった点において貴社準備書は多くの問題を抱えています。</p> <p>また環境への影響は、できる限りの措置を講ずれば良いというものではありません。影響がどうなのかが問題</p>	<p>日本の環境アセスメントでは、開発事業の内容を決定するにあたって、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ事業者自らが調査・予測・評価と環境保全措置の検討を行うこととされています。</p> <p>また評価にあたっては、「環境保全に関する基準、目標等を達成しているか」だけでなく「事業者が実行可能な最大限の対策がとられているか」を観点とすることとされています。ですので、ご指摘の点は制度的に極めて重要な事柄となります。</p> <p>調査及び予測については、客観的なデータに基づいた検討を実施していますが、評価についてはそれが恣意的にならないようこれまでの事例や、長野県では「長野県環境影響評価技術指針マニュアル」といった基準を参考にできるだけ公平な観点から評価を行っているつもりです。ただしこの評価は様々な立場からの解釈も考えられるため、準備書を公開し広くご意見をいただきながら、必要に応じて内容を修正し、最終的な評価書としてまとめることとなります。</p> <p>現地の状況につきましては、準備書をまとめるための調査終了後も、水象や湿地環境など重要と考えられる事項について継続して調査を行っており、予測評価結果を検証することができるよう図っております。</p> <p>またその結果についても、一定の期間でまとめ、公表を予定しています。</p> <p>ご意見については胸に留めながら取り組んでまいります。どうかご理解をいただければと思います。</p>

意見書 856

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>なのであって、どれだけ努力したかどうかによって判断できるものではありません。</p> <p>貴社なりにできる限りの事前評価をしているということであると受けとめていますが、貴社ができる限りなのかどうかではなく、住民が理解できる準備書を用意することが必要なものであり、そのためにはもっと科学的根拠と論理的説明に基づき、長期間にわたる精密で丁寧な調査が必須です。</p> <p>今の準備書では全く足りていません。</p>	
3	第4章	第8節 地形・地質	4-8-31	<p>3. 防災評価が不十分</p> <p>他の評価項目でも同様ですが、防災に関して最も強く感じたことがあります。それは事前評価に際して貴社およびセンターが自分の頭で考えるという姿勢が感じられないことです。住民たちからの質問に対して「県の基準に従って評価しているので問題ない」という説明が多くなされていました。</p> <p>確かに評価の拠り所として県の基準は重要であり、少なくとも県の基準を満たす必要はあります。しかし、県の基準さえ満たしていればよいわけではないと考えます。</p> <p>自然を相手にする場合、普遍的な最低限の基準としての県の基準に従うことは当然のこととして、実際の霧ヶ峰周辺の自然に則して、その特有性や固有性への考慮が重要です。それは単に現時点で判明していることだけでなく、将来的に予測できる事象について考慮が必要不可欠です。これが自分の頭で考えるということであり、科学を扱うものにとって欠かせない資質です。</p> <p>将来的な事象に関しては、特に気候変動に由来することが重要です。気候変動に関しては多くの知見が得られており、ごく最近でも次のような成果があります                      東京大学海洋研究所：                      『初夏の日本付近の雨の降り方は将来どう変わる</p>	<p>治水に関して、今回の事業で計画している調整池の設計は、対象降雨確率が平成27年9月に30年確率から50年確率に引き上げられており、降雨強度式については平成28年4月1日に改定されております。</p> <p>この様に、長野県においては治水安全度が低下しているとの指摘に対する対応が随時行われており、それに対応した設計基準で設計を行っていると考えております。</p> <p>参考として、今回の計画における調整池容量は全体でおよそ15万m<sup>3</sup>となっており、開発区域1ヘクタールあたり760m<sup>3</sup>程度の調整容量となっております。この1ヘクタールあたりの調整容量は全国的に見ても相当に大きな貯留容量であり、治水安全度の高い計画であると考えています。</p>

意見書 856

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>か?～衛星搭載降水レーダ観測と気候モデル予測の複合利用による将来変化推定～』  <a href="https://www.aori.u-tokyo.ac.jp/research/news/2019/20190620.html">https://www.aori.u-tokyo.ac.jp/research/news/2019/20190620.html</a>                      国土交通省：                      『気候変動を踏まえた治水計画のあり方提言』  <a href="http://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/chi_sui_kentoukai/dai05kai/07_dai5kai_teigenan.pdf">http://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/chi_sui_kentoukai/dai05kai/07_dai5kai_teigenan.pdf</a>                      これらの研究成果からは、過去の経験則に基づく評価だけでは不足していることが明確になりつつあると考えられるべきでしょう。                      防災、特に治水に関することは最新の知見も加味してより丁寧な事前評価を行い、その評価結果を第三者の専門家集団の評価にかける取り組みが必要です。</p>	
4	第4章	第10節 動物	4-10-52	<p>4. 猛禽類の環境保全措置ができていない                      準備書では、事業予定地にハイタカとノスリが営巣しているのを確認、それをうけて営巣木を中心とした保全区域を設定し保全する、としています。                      営巣木周辺を保全するのは当然のことですが、猛禽類の狩場すなわち餌場はどうするのでしょうか。                      準備書には餌場に関する記載がありません。営巣木だけあっても、餌をとらなければ生きていけませんから、餌場の確保は必須条件です。                      その餌場を知るためには、ハイタカやノスリの行動をオールシーズンにわたって繰り返し調査することが必要です。さらに餌場の特定に引き続き、餌となっている生物の生息環境の把握と保全が必要です。                      これらは猛禽類の環境保全措置の最低限の条件なので、これらを満たさない限り工事は行なってはいけません。</p>	<p>対象事業区域において繁殖が確認されたハイタカとノスリにつきましては、行動から対象事業区域内だけでなく、対象事業区域外も餌場として利用していると考えられます。                      本対象事業では、湿地を中心とした保全区域や残地森林を対象事業区域内だけでなく周辺域との連続性をできるだけ保つことができるよう配慮しております。供用後もこれらの保全区域や残地森林がハイタカやノスリを始めとした猛禽類の餌場としてある程度は利用されるものと考えております。猛禽類の生息状況については引き続き調査を行い、可能な限り対応して参ります。                      猛禽類の調査時期につきましては、工事着手から猛禽類の繁殖期である11～7月に調査を行い、ハイタカやノスリのつがいが営巣木周辺に定着する頃から対象事業区域やその周辺での生息状況を確認して参ります。</p>
5	第1章	事業計画の概要		<p>5. 貴社への提案                      貴社の2つの目的、目的の文言自体には賛成です。よって、これらの目的を達成するための計画案変更を提案</p>	<p>ご意見として賜りました。弊社は再生可能エネルギーの普及により、日本のエネルギー自給率を高めることが弊社の使命であると考えており、環境保全と両立した再</p>

## 意見書 856

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>します。</p> <p>2) の目的の達成を追求すれば、1) も達成できる、これが私の提案です。</p> <p>発電ばかりがエネルギーではありません。森林を適切に管理して生まれる材を有効活用すれば、それは新たなエネルギーを生み出すことに相当します。</p> <p>バイオマスエネルギーとしての活用もあるでしょう。</p> <p>材を材のまま使えば、それは二酸化炭素の固定を意味し、しかも木材は加工しやすく（低エネルギー）、結局のところ材利用のために新たなエネルギーを必要としない、もしくは二酸化炭素を発生しないという点で、再生可能エネルギーと同等と言えます。</p> <p>すなわち2つの目的達成のためには林業を主体とした計画に変更することを提案します。以上</p>	<p>エネ導入を目指しております。伐採した木材については有価材として売却を予定しております。</p>

## 意見書 857

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-1	<p>&lt;地下水について&gt;</p> <p>御社は事業の性格上、地下水の影響を調査するにあたりボーリングは必要ないとする姿勢に疑問を感じます。ボーリング調査は絶対必要と考えます。そこで以下の質問をします。</p> <p>①中村社長は、ボーリングを行わない理由に、環境破壊になると発言されました。ボーリングが環境破壊する根拠を明確に述べてください。そして何本までなら環境破壊にならないか明確にお答えください。</p> <p>②多くの樹木を伐採し、パネルで地面を覆う構造は、明らかに地下水に影響があることは専門家でなくとも分かります。ボーリングを行わなくとも影響があるのか無いのか YES か NO でお答えください。</p>	<p>調整池の設計にあたっては、地盤の状況を確認するためのボーリング調査を実施しています。ご指摘ただいては、霧ヶ峰南麓の深い地質の状況と深層の地下水面を把握するための数百メートル級のボーリング調査を指しているのだと思われます。こうしたボーリング調査では比較的大規模な槽を設置するなど周辺環境にも一定の影響があるものと想定されます。また、広域で面的な地下構造をボーリングで直接確認することを想定すると相当量のボーリング調査を要すると考えられます。何本までなら環境破壊にならないという具体的な数字は申し上げることはできませんが、常識的な判断として、そのように考えました。太陽光パネルが地下水に対して影響があるか否かということでしたら、比較的浅い</p>

意見書 857

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>③ボーリングをただの一本も行わない姿勢は、不安視する住民に対して不誠実です。事業の性格上の可否ではなく、住民不安を払拭するためにボーリングを行うのが誠実というものです。御社の誠実とは、何か都合の悪い事を隠蔽することですか？もし、そうでなければボーリングを行うべきです。御社の誠実とは何をいうのかお答えください。</p> <p>④御社は、各地の水道水源の涵養域を推定としています。推定である以上、推定から外れる事象もあるはずです。例外から外れる事象は絶対ないと断言出来るかお答えください。</p> <p>⑤住民説明会で、計画地に降った雨が角間川方面に流れていると発言されました。しかも、その先の流れについては分からないとも発言されています。もしそうであるなら、私の住む地域の水道水に影響が絶対ないとは断言出来ません。本当に影響が無いのかあるのか明確にお答えください。</p> <p>⑥角間川方面に流れている推定の根拠に、各種主成分分析の結果、分かったと言っていますが、地下水面の形状すら分からず、どうして角間川方面に流れていると断言できるか不明です。具体的にどの成分がどの程度あり、その結果と地下水の流れの方向性との関連性が一切、示されていません。各水源ごとに明確に示してください。</p> <p>⑦今回の調査で水の安定同位体の調査をしていますが、なぜ雨水のデータは取らなかったのですか？雨水のデータが無ければ、実際に降った標高と涵養域が特定できないと思いますが、データを取らなかった理由を明確に述べてください。</p>	<p>層の伏流水や地下水に対しては、水収支の観点から影響が発生することを想定しており、準備書では下流の水源や湧水との関連や、表流水の変化等について水質や水量をもとにモデルを使い検討しました。</p> <p>なお、ご指摘のようにこれらの検討は、モデルなどを使っている以上、未来の推定となります。そのため、未来の推定が外れることは絶対ないとは言えません。そのため、モニタリング調査を実施し、問題がないか確かめながら事業を実施する計画としています。</p> <p>事業地に降った雨のうち地下へ浸透したものは、現地調査の結果から、角間川流域の方向に地下を流れていくと考えています。そのため、仮に事業地に降った雨がすべて角間川方向へ向かうと仮定し、パネルを設置した場合地下浸透が減少すると条件を付けたシミュレーションを行ったところ、南沢水源の水利用に影響することは想定されないと予測いたしました。</p> <p>また、雨水の水素・酸素同位体分析は実施できてはいませんが、湿地に見られる湧水分布と地質との関係、水質分析結果、湿地の水温変化等の状況から、C,D 湿地の湧水が調査地内で最も狭い（限られた涵養域として）流動範囲であると判断し、周辺に分布する湧水の涵養域がC,D 湿地（対象事業実施区域）の湧水の涵養域に比べて高いのか、同程度か、また低いのかという検討を行いました。</p> <p>なお、雨水の水素・酸素同位体分析については、準備書縦覧後に念のため確認調査を試みましたが、ばらつきが大きく意味のある観測値が得られていません。</p>
2	第4章	第8節 地形・地質	4-8-31	<p>&lt;災害について&gt;</p> <p>昨今は、100年に一度と言われるような災害が、毎年の様に起こっています。もはや、行政指導や法律や規則で定められた設計基準では、人命を守る事は出来ない時</p>	<p>①想定を設計基準と考えた場合には、設計基準を上回る豪雨が起ることはあると思います。</p> <p>②本調整池の下流河川は10年確率で計画されておりま</p>

意見書 857

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>代です。そこで、安全性と想定外と言われる災害に関して以下の質問をします。</p> <p>①想定外の豪雨は実際あると思いますか？思いませんか？</p> <p>②毎年の様に実際に起こる想定外の豪雨に対し、行政指導や法律が定める設計基準による調整池で、本当に災害が絶対ないと断言出来るか YES か NO で明確にお答えください。</p> <p>③もし、想定害の豪雨で災害が起こった場合、御社は行政指導や法律に則った設計だったとし、責任逃れをしますか？しませんか？これも二者択一でお答えください。</p> <p>④上記質問で、責任をとる場合、設計基準からどの程度大きな災害まで御社は補償されるか具体的に数値でお答えください。</p> <p>⑤先の質問で、いかなる災害にも責任をおとりになる場合、具体的事例に沿った補償や誠意の示し方についてどのように対応されるか明確にお答えください。具体例は1) 死亡事故 2) 家屋損壊 3) 車などの財産の流出。実際に起こった場合を想定し、補償範囲、金額なども含めてお答えください。</p> <p>⑥想定外の災害では、補償しないとした場合、御社は、被災者への補償や支援はどうあるべきであるかお答えください。また、御社はその時、どのように対応されるかお示し下さい。</p> <p>⑦土砂災害により、太陽光パネルが崩落した場合、火災は起きますか？万が一、火災がおこった場合、大規模な森林火災になると思われませんが御社の見解をお聞かせ下さい。</p>	<p>す。これに対して本調整池は 50 年確率で計画しておりますので、治水安全度は現状よりも高まると考えております。</p> <p>③行政指導および設計基準は防災施設に対して一定の安全性をもたらすものと考えております。</p> <p>④本事業では、万が一災害が発生した場合に対処できるよう保険に加入する予定です。なお、本事業に起因して発生する被害案件が補償の対象になります。</p> <p>⑤万一の有事に備え、太陽光発電所建設時に通常加入する工事保険や火災保険に加えて、以下のような懸案事項に対応した保険加入を検討しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水が汚染され身体障害が発生した場合</li> <li>・騒音が発生し身体障害が発生した場合</li> <li>・工事に驚いた獣が地域住民を襲い身体・財物に被害が発生した場合</li> <li>・設計瑕疵や管理者の責任により防災調整池から溢れ出た水が要因となり河川の水が増水し田畑に損害を与えた場合、また、床上浸水の被害を与えた場合</li> </ul> <p>⑥災害発生状況により適切に対応したいと考えております。</p> <p>⑦通常、火災は発生しないと考えますが、電気主任技術者を現地に常勤することを検討しており、万が一火災が発生した場合にも即時対応が可能です。</p>

意見書 858

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第6節 水象	4-6-1	<p>&lt;地下水について&gt;</p> <p>2019年7月19日技術委員会での貴社の質疑応答をはじめ、当方でこれまで得た情報をもとに意見を以下の通り略記いたします。</p> <p>結論：諏訪市四賀ソーラー事業（仮称）計画の中止を求めます。あなた方は想定されている事業は、この諏訪の地が何万年もかけて培ってきた生態系と清らかで滋味豊かな湧水を生む自然のろ過システムを破壊し、土壌内の物質や破損しうるパネルから流出する有害物質で下流域一帯を汚染し、森林伐採による土砂崩れなどの災害を増加させようという人災行為であると考えます。</p> <p>「影響は微小」とか「想定外だった」という言葉は許されるものではありません。もしそうなっても、あなた方にその損害を償い原状回復をする体力はないでしょう。計画を速やかに撤回してください。</p> <p>理由：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模な太陽光発電事業計画にもかかわらず、貴社の環境保全に対する真摯な取り組みの姿勢が感じられない。環境アセスについても、具体的な調査を積み重ねて当地の生態系を理解したうえでの判断とは思えない。「建設ありき」のかなり杜撰で不誠実な回答との印象を受ける。</li> <li>・山肌の掘削によって有害物質の露出の可能性がある。先例として、リニア工事に関連して隣件の岐阜県で掘削残土から微量ながらウランが検出され、残土の処理が問題となっている。これも「ありえない」と施工側が主張していたもの。同様のことが起こってもあなた方にはそのリスクに対する備えが無いし（想定していないから当然だが）、それを贖う体力もないであろう。</li> <li>・「環境保全」という観点からすれば、「メガ（超大型）」と名がつくものはすでに時代遅れ。太陽光にせよ風力に</li> </ul>	<p>弊社としましては、長野県環境影響評価条例の手続きに従い、事業が環境へ及ぼす影響を検討するにあたって必要と考えられる環境調査を実施してきたと認識しています。</p> <p>そのうえで、事業実施後の影響をこれまでの事例や予測のためのモデルなどを活用して検討しております。</p> <p>ただし、環境のすべてを把握できたとはいっていませんし、将来のことをすべて予測できるとも考えていません。したがって、環境の状況についてモニタリングを実施しながら、段階的に慎重に事業を進めていく考えです。ご指摘の掘削に伴う自然由来の有害物質についても、確認しながら工事を進めていく考えです。</p> <p>再生可能エネルギーの発電のあり方については、色々ご議論があることは承知いたしますが、わが国では今後さらに推進していくべきと考えています。今回の計画については、できる限り環境に対する影響に配慮しながら実施する考えですので、ご理解をいただきたく存じます。</p>

## 意見書 858

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>せよ、世界的に（日本のメーカーも）事業用も家庭用も小型化とオフグリッド、つまり自家発電自家消費に急速に向かっている。太陽光パネルも高性能化が猛スピードで進んでいる。設置したものの稼働不良で産業廃棄物と化して問題となっている設備も世界各地に多いと聞く。</p> <p>・大清水をはじめ、当地の湧水は今世紀中には世界的に貴重な水になる。20 世紀は石油戦争の時代であったが、21 世紀は「水戦争」の時代になると世界で言われている。世界を見渡しても日本ほど飲み水に恵まれた国はない。それは湧水を作り出す豊かな山々や森林があつてこそ。次の世代にそのかけがえのない財産を伝えるべく、真の環境保全のために計画撤回をお願いする。以上</p>	

## 意見書 859

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第 4 章	第 7 節 土壌汚染	4-7-13	<p>1. 31 万枚のソーラーパネルを固定するために地中に打ち込む杭は何本ですか？その杭にはどのような金属等の資材が使われますか？その杭に施された金属等により、それが地中や地下水に染み込み、住民の健康に悪影響がないと断言できますでしょうか（イタイイタイ病のように）。何年か後に健康被害が発生した場合、それに対する保障はどのようになさるご予定でしょうか。</p>	<p>本件にて約 7 万本程度の杭を設置する事を計画しておりますが、パネルやパネル用架台は高い防食性をもつアルミ製であり、またパネル用架台を支える杭は溶融亜鉛メッキ処理により防食される為、金属成分による影響は極めて小さいと想定しております。本事業に起因した被害が発生した場合、補償される保険へ加入します。</p>
2	第 4 章	第 1 節 大気質	4-1-18	<p>2. 31 万枚のパネルに反射光、反射熱による影響はどのようなことが考えられるでしょうか。科学的根拠をベースにお知らせください。（影響は少ないなどの回答ではなく、少しでも可能性があるのなら具体的にその可能性のある影響とはなにかをお知らせください）また、例えば周囲の気温が上がるなどの影響が見込まれる場合、それによってどのような現象が起こる可能性があるか、それに対する対応策としてどのようなことをお考えか</p>	<p>街中に太陽光パネルが設置され住宅などが近接する場合、太陽の角度の浅い朝夕などの直接の反射光による影響による眩しさや室内温度の上昇などが心配されている事例があることは承知しております。</p> <p>ただし、山間地におけるパネルの設置による周囲の気温変化による影響は、これまで報告されていません。太陽光発電は太陽のエネルギーを電力に変換するシステムですので、理論上は熱の発生は小さいものです。しか</p>

意見書 859

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				教えてください。	しながら、今回これだけの規模でのパネル設置を計画しているため、架台など金属部品もあることから、周辺の気温変化について、モニターしていく事を検討いたします。こうしたデータは貴重なデータにもなると考えられ、状況により今後の改善を検討いたします。
3	第1章	事業計画の概要		3. 以前、北信地方に御社が建設されたメガソーラーが転売され、現在その場所はパネルを覆うほどに草がボーボー、無法地帯になっているという話を聞きました。この四賀に建設予定のメガソーラーも、転売の可能性はあるということでしょうか？この土地の管理が転売によって放棄され、パネルも放置される可能性もあるということでしょうか？	固定価格買取制度 (FIT) 契約期間終了後も、電源としてパネルの耐用期間後も交換をして永続的に発電事業を実施していく考えです。転売する予定はありません。
4	第1章	事業計画の概要		4. 建設地に除草剤は使わないということをお聞きしておりますが、これだけの広大な土地、人の手での管理は難しいと考えられます。雑草の管理は具体的にどのようなお考えなのでしょうか。除草剤が使われることは決してないということ、本当に断言していただけるのでしょうか。	準備書の 1-46P、1-47P に記載させていただいておりますが、本事業においては運用開始後の敷地内雑草の繁茂状況に応じ、手作業及び除草機を利用して年間 2～3 回の除草作業を実施することを計画しております。一度の除草で 516 人工の作業を計画しており、毎年の売電収入より一定の予算を確保して取り組んでまいります。除草剤の利用は検討しておりません。
5	第1章	事業計画の概要		5. 四賀ソーラーで作られる電力を諏訪市でも使えるようにしていただきたいです。それは不可能なのでしょうか？	発電所で発電した電気は、諏訪市の中部電力の電気系統に送電され、通常の電気と同様に系統内で送電され諏訪市茅野市を中心とした皆様に使用される事となります。電気に色はありませんので使っている電気がどこで発電されたものかと特定するのは難しいですが、発電所の電力のほとんどは諏訪市茅野市を中心として消費されると考えられ、特に東京など遠方を特定して送電するものではありません。
6	第1章	事業計画の概要		6. メガソーラーの配線をネズミなどの小動物がかじる、カエルや鳥などが接続設備内に侵入するなどして発電に不具合が出たり、周囲が焦げたりする事例があります。山中に建設するメガソーラー。こういった小動物による被害は十分に想定され、それが発火につながる恐れがあります。そういった小動物による事故の予防は具	電気主任技術者を常駐させることと、除草作業のため、日中は定常的に人がいる状態となりますので、予防になると考えます。万が一の事態が発生した場合でも、即時対応が可能です。

意見書 859

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				体的にどのようになさるご予定でしょうか。	
7	第4章	第8節 地形・地質	4-8-31	7. 西日本豪雨や大型台風が多かった平成30年度は、太陽光発電設備の事故件数が48件あったという報告が経済産業省から出されています。台風の巨大化やますます程度が大きくなっているゲリラ豪雨の影響を踏まえ、傾斜部に設置される四賀メガソーラーが本当にそういった自然災害に耐えうるのかというのがやはり疑問です。西日本豪雨程度の雨量、風力を想定したシミュレーションは行われているのでしょうか？昨今の台風等の自然災害レベルに沿った検証が行われているのかどうか、その検証方法を具体的に示してください。	太陽光パネル設置用の架台は、「JISC 8955」の基準に従い設計する事が求められております。この「JISC 8955」の規格について、ご意見いただいておりますとおり近年の太陽光発電設備の事故等を踏まえ度々の改定がなされ、厳格化しております。 本件の太陽光パネル設置用の架台はこの「JISC 8955」に適合したものを使用し、その適合の可否については産業保安監督部に確認を頂いたうえで着工します。
8	第4章	第16節 温室効果ガス等	4-16-4	8. 地球温暖化を危惧し、CO2排出量に関して意識の高い御社が、CO2を吸収する働きをしてくれる森林を大規模伐採することについてどのように感じているのか、そこに矛盾はないと思われているのか、何か森林伐採の犠牲を払ってでもこの事業を行うメリットがあるということなのか、お考えをお聞かせください。	弊社は再生可能エネルギーの普及により、日本のエネルギー自給率を高めることが弊社の使命であると考えており、環境保全と両立した再エネ導入を目指しております。伐採木は可能な限り有価材として活用していきます。
9	第1章	事業計画の概要		9. 例えば2018年7月に起こった西日本豪雨により、姫路市のメガソーラーでは傾斜が崩れ落ち、多数のパネルが滑り落ちる事故がありました。このようにパネルの滑り落ちや飛散、破損するような事故が起こったとき、どのような対処をされるのか見通しを教えてください。すぐに駆けつけ、パネルの通電を切るといった対処をしてくださるのか。うっかり子どもなどがパネルに触らないようすぐに近隣住民に告知してくださるのか。破損したパネルはすぐに撤去していただけるのか。といった具体的な対処の流れや方法を教えてください。	電気主任技術者を常駐させることと、除草作業のため、日中は定常的に人がいる状態となりますので、予防になると考えます。万が一の事態が発生した場合でも、即時対応が可能です。
10	第1章	事業計画の概要		10. 大変失礼な質問となり恐縮ですが、太陽光関連業者の倒産が2018年度は過去最高数になっています(帝国データバンクより5年間連続増加)。もし20年間満たない時点でそのような事態になってしまわれた場合、	本事業における資金調達については、プロジェクトファイナンスを可能にするため、「倒産隔離」スキームを取ります。 すなわち、一般社団法人を設立し、当該一般社団法人

## 意見書 859

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				パネルの処理などはだれが責任を持つことになるのでしょうか。自治体でしょうか、地権者でしょうか。実際の事例を基に教えてください（実際にこのようなケースがあったというようなこと）。また、31万枚のパネルを処理する費用はどれくらいの金額になるのか、見込みでいいので教えてください。	が資本金を拠出して発電事業を行う特別目的会社である合同会社を設立します。これによって、仮に弊社が倒産しても、発電が続く限り事業の安定性が担保されます。売電収入から資源エネルギー庁のガイドラインに沿って総工費の5%程度を毎年撤去費用として積み立てを行います。

## 意見書 860

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第4章	第8節 地形・地質	4-8-31	<p>予定地に建設予定の調整池は、河川上にダブルウォール工法によって建設される計画です。御社は「県下にもたくさんの事例があり安全性は大丈夫」と言っていますが、そのほとんどが県や市町村などの「公設」のダムです。公設のダムは管理は公がします。「公」は破産もなければ、無くなることはありません。</p> <p>しかし貴社は私「企業」であり、無くなるのが全くないという保障はありません。万が一無くなった後この調整池の管理を誰がするのか不透明です。管理者がいまま堰堤を残せば、浚渫がままならず、調整池機能が低下します。しかるに河川上にダブルウォール工法による調整池建設は止めるべきです。</p>	<p>防災については、行政の指導を受けながら、土砂災害等の発生を防ぐべく、長野県の技術基準等に準拠した設計を実施しており、今後も行政の指導を受けながら防災に配慮して計画を進めてまいります。</p> <p>本事業における資金調達については、プロジェクトファイナンスを可能にするため、「倒産隔離」スキームを取ります。すなわち、一般社団法人を設立し、当該一般社団法人が資本金を拠出して発電事業を行う特別目的会社である合同会社を設立します。これによって、仮に弊社が倒産しても、発電が続く限り事業の安定性が担保されます。</p>
2	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>横河川から北大塩大清水間の地下水の流れがどうかに関して、御社と民間研究者の間で「結果」が異なります。この問題で見解の違いは許されません。地下水の流れの解明で有力な調査方法はボーリングであるといわれています。ボーリング調査をすべきです。その結果を受けて地下水の流れを解明すべきです。</p>	<p>調整池の設計にあたっては、地盤の状況を確認するためのボーリング調査を実施しています。ご指摘いただいているのは、霧ヶ峰南麓の深い地質の状況と深層の地下水面を把握するための数百メートル級のボーリング調査を指しているのだと思われます。ボーリング調査はいわば点の情報を得る調査ですので、霧ヶ峰南麓の広大な範囲の位置構造と地下水の水面や流れの方向を直接観測するためには、相当量の深いボーリングと、数年以上にわたる観測が必要になると考えられます。</p>

### 意見書 860

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
					<p>本事業は、直接地下水をくみ上げて利用する事業でなく、またトンネルのように地下構造に手を付ける事業でもなく、森林伐採と太陽光パネルの設置という面的な開発事業であることから、既存の地質調査結果とそれを確かめる踏査、また、表流水と周辺湧水の水量や分布と降水量から水収支のモデルを作成して、事業の実施前と実施後の状況を検討しました。この方法は、長野県環境影響評価技術指針にも基づく適正な方法であると考えています。</p>

### 意見書 861

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>本事業における残置森林について、森林としてそのまま維持管理するとしていますが、具体的な維持管理方法や手段が明記されていません。</p> <p>具体的な維持管理方法を示さなければ、適切に森林を維持管理しようとしているのかどうか、貴社が維持管理する能力を保有しているのかどうか全くわかりませんし、結果的に現事業計画では森林維持管理はできないものと判断せざるを得ません。</p> <p>残置林をどのように維持管理していくのか、具体的な施業計画を示してください。</p> <p>具体的な計画が出ない場合、貴社には森林経営能力が無いことを証明することになりますので、必要があれば専門家の意見や指導も聞いたうえでプロが見て納得できる森林整備計画を、事業者見解として出してください。</p>	<p>森林法に基づいて対応していきます。間伐及び施肥等の維持管理を必要とする箇所には、適切な維持管理作業を実施します。</p>

## 意見書 862

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		アサマシジミ等の全国的に減少傾向にある生物の生息地へ大きな打撃を与えかねないメガソーラーの建設は、厳に慎まれるべきと考えます。	現地調査でアサマシジミの確認はありませんでしたが、種々のシジミチョウ科の蝶や減少傾向にある昆虫類の確認もありました。 それらについては、湿地とその周辺や流水とその周辺など、事業地の約5割の面積にあたる97.4haを残置森林として計画し、生息環境を一定の面積で確保することにより、できる限りの保全を図ることとしています。

## 意見書 863

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>私の生まれた福島県では「絶対安全」と謳われていた発電システムの原因が事故を起こした。</p> <p>未曾有の人災によって、多くの人びとが土地を失い、住む場所を無くし、先祖代々の仕事をなくし、生きる希望を失った。私にはそのような親戚が、そのような友人が今、現実に数多くいる。かけがえのない大切な人びとが、目先の営利ビジネスによって、自然環境を、人間環境を、破壊されたのである。</p> <p>Loop社のホームページ上で「福島原発事故を起こしてしまった日本人である我々こそが、自然エネルギー技術の革新を推進する義務があり、またそれが使命であると考えています」と書いているが、ソーラー・パネルは鉛・セレンといった生物にとって有毒な物質が含まれていると総務省が発表している。また、ガラスにアンチモンなどの有毒物質が含まれていてリサイクルが難しい。つまり将来的には処分に困る環境ゴミなのである。</p> <p>メガソーラー事業は自然エネルギーを利用しているだけの話で、数万本の樹を伐採し環境ゴミをまき散らす、クリーンエネルギーとはとても呼べない環境破壊ビ</p>	<p>弊社は再生可能エネルギーの普及により、日本のエネルギー自給率を高めることが弊社の使命であると考えており、環境保全と両立した再エネ導入を目指しております。</p> <p>本事業における資金調達については、プロジェクトファイナンスを可能にするため、「倒産隔離」スキームを取ります。</p> <p>すなわち、一般社団法人を設立し、当該一般社団法人が資本金を拠出して発電事業を行う特別目的会社である合同会社を設立します。これによって、仮に弊社が倒産しても、発電が続く限り事業の安定性が担保されます。売電収入から資源エネルギー庁のガイドラインに沿って総工費の5%程度を毎年撤去費用として積み立てを行います。</p>

意見書 863

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>ジネスである。このことはすでに世界的にも広く知れ渡っている。</p> <p>福島出身の私たちからみれば、Loop 社は福島原発事故を「利用」して環境破壊ビジネスを推し進めている会社というのが共通の認識である。</p> <p>この意見書では卓上の空論めいた理想等でなく現実的な事実を述べる。その事実のなかには、人間環境の大きな形成要員である個々の人間の感情的な事実も含まれるだろう。</p> <p>誰でも嫌いなものは嫌いであって、許せないものは許せない。悲しみや怒りは事実、社会を動かしていく動力として存在する。人間環境を考えると、それぞれが抱く感情的事実を無視するわけにはいかない。</p> <p>ふざけるな、許せない、恥ずかしい、悲しい、腹立たしいといった、地元住民のなかに実際に存在する素直な心情を、「感情論」として退ける者がいるとしたら、そのような非人間的で非情な態度こそ人間環境を破壊するものとして真っ先に退けられるべきであろう。</p> <p>この意見書を作成するにあたっては、70人あまりの地元住民とも話し合った。諏訪の地元住民の意見も反映させて戴く。</p> <p>私たちは実際に説明会に参加させていただいたが「企業側はこれまで、住民感情をさっさと処理しようとしているだけで、誠実なところある対応がまったくできていない」「詭弁を用いて市民を言いくるめ騙しているに過ぎない」というのが、メガソーラー事業者と直に接した地元住民、ほぼ全員の感想であった。</p> <p>「事業者の発言は、聞いていて人間として恥ずかしくなる」</p>	

意見書 863

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>「自分たちが本当は後ろめたいことをしているって知っているくせして、金欲しさに自分自身を欺いている人間の表情だった。ああいう嘘だらけの表情は、ちらりとでも子供たちに見せたくない」「商売のためならどんな詭弁でも嘘でも口にすりゃいいんだ、と裏でほくそ笑んでいるようだった」など素直な感想を述べた地元市民もいた。</p> <p>大勢の地元住民に共通している意見を、さらに書かせていただく。</p> <p>会社側は詭弁を用いているのか「酒造水源（井戸）や上諏訪温泉への影響は極めて小さいと予測しています」とのことだが、そもそもこの事業によって、わずかでも有害な農薬が使用されたり、温泉や酒造の水質が劣化したり土砂崩れが起きたりした場合、誰がどんなふうに関与を取って、どれだけの巨額な賠償金を支払うか、会社は少しも明確にしていない。</p> <p>最初から責任逃れしか口にせず、補償を明確にしない会社を、霧ヶ峰の麓に住む我々が信用できるわけがない。</p> <p>もし、株式会社 Loop が倒産した場合、置き去りにされる有毒な環境ゴミ（ソーラーパネルの残骸）を、一体誰が責任持って撤去するというのか？ベンチャー企業は倒産しやすいことで知られている。</p> <p>「もしも仮に会社が倒産しなかったとしても、これまでの不誠実な言動と態度を調べる限り、土砂崩れの事故や水質汚染、そして老朽化して放置された有毒パネルに対して、会社側が対処できる可能性はなく、責任を取れる見込みはまったくない」地元住民の多くはそのように見越している。</p> <p>さらに、メガソーラー建設の際には CO2 を吸収してくれる尊い樹々が切り倒される。植物の貴重な生態系が失</p>	

意見書 863

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>われる。森の獣たちが住処を失う。貴重な縄文時代の遺跡が破壊される。土砂崩れの原因となる。水質汚濁の原因となる。将来的には、有毒物質を含むパネルが放置される。</p> <p>これが、メガソーラー事業による荒稼ぎの実態なのではないか？株式会社 Looop の社員全員、すでにこのくらいは知っているはずだろう。知らないわけがない。知っているのになお、言い訳しながらしらばっくれているとしたら、そしてそうした事実を知っていながらなお事業内容を転換しようとしなければならぬのなら、世界中の有識者から「盗人猛々しい」と思われても仕方のないではないか。</p> <p>我々が守っていくべきは、かけがえのない地元の自然と伝統産業である。</p> <p>言い訳ばかりで金稼ぎしか頭にないようなグローバル企業の目先の利潤のために、貴重な日本の地元の自然と伝統産業を、そして地元住民の誇りを、破壊させるわけにはいかない。</p> <p>自然エネルギーと嘯いて、森林を裸にして儲ける。</p> <p>これは自然な生命力にあふれた健康な女子を売春させて儲けるようなものだ。子供を産めない体になるまで酷使して後はほったらかし、おかげさまでたっぷり金を儲けさせてもらったぜと、ヤクザな会社が裏でほくそ笑んでいたとしたら、親御さんはどんな気持ちができるだろう？</p> <p>このような譬え話で恐縮ながら、メガ・ソーラー商売がしでかそうとしていることの結果だけ見たら、まさにこの通りの構造なのではないだろうか。</p> <p>事業を進めようとしている当事者たちは人間として後ろめたくないのだろうか？人間としての自覚はないのだろうか？</p>	

意見書 863

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>メガ・ソーラー発電が将来的に、地球環境にとって、地元の人間環境にとって、どれだけマイナスになるのか、実態を知ってしまったら、世界中の人たちみんな、ソーラー・パネルも、ソーラー事業も、大嫌いになるのではないだろうか。だからいつでも、事業主たちは、都合の悪い事なるべくひた隠しにして、裏でコソコソと事を進めようとするのだろう。</p> <p>自分たちが推進しようとしていることに、心の底から堂々と誇りを持ってない大人たち、そういう大人がなんと呼ばれるか、子供たちだって知っている。</p> <p>株式会社 Loop は、なるべく早くこの事業から撤退しなさい。</p> <p>地元の住民と、素直に本音で対話できないような事業主を、信用できるわけがない。</p> <p>会社の責任者たちはせめて、大言壮語するのをやめてもらいたかった。ここ長野県では、大声で傲慢に大言壮語する人物は、小心者で、臆病者で、卑怯者だと見なされて軽蔑される。傲慢さによって負け戦をすることになった人物ほど、そして疚しい気持ちや後ろめたい気持ちを抱えている人物ほど、有識者の発言を無視したまま、大声あげて聞こえよがしに大言壮語する。そうした事実を体験的に知っている一般市民を侮って見損なわないでもらいたかった。</p> <p>大人として子供たちに言ってあげたいこともまったく同じだ。</p> <p>嘘をつくのはやめなさい。</p> <p>私利私欲のために詭弁を弄するのはやめなさい。</p> <p>切実な当事者たちの感情を無視したり軽視したりするのはやめなさい。</p> <p>もしも札東に物言わせて大切な里山をコソコソいじ</p>	

意見書 863

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				くって汚染しようとしている連中が諏訪の大切な土地を侵略しようとするのなら、地元民としては放っておけない。許せるはずがない。	

意見書 864

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>諏訪に住み諏訪の國を愛する者の一人として、中村創一郎様と Loop 社の社員の皆さまに御意見させていただきます。</p> <p>諏訪に住む前、私は海の美しさに一目惚れをし沖縄に住んでいました。</p> <p>沖縄ではリゾート開発事業の多くが、地元住民の非難を受けて頓挫し、工事中止となっているのは周知の通りです。竹富島では、2016年に開業予定だったホテルの工事が非難を受けて着工できないまま、反対の署名は地元住民だけではなく観光客や海外からも届き、リゾート業者の名は「悪徳業者」として世界中に知れ渡ってしまいました。</p> <p>霧ヶ峰や八ヶ岳など山の美しさだけではなく、諏訪湖の美しさも兼ね備えた諏訪市でも、沖縄と同じように多くの方が自然環境と自然景観を守る為に声を挙げています。諏訪へ観光に訪れる人々が求めているのは霧ヶ峰の自然の雄大さ、先祖代々大切にされてきた山や諏訪湖の美しさ、そして酒造業などの伝統産業ではないでしょうか。私も含め、諏訪に住むと決めた多くの方が同じ考えをもっているようです。</p> <p>わざわざメガソーラー・システムを見物するために山を訪れるような観光客はいません。山のなかにソーラーパネルが並んでいるような光景を美しいと思える人間</p>	<p>ご意見として賜りました。</p> <p>長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。</p>

意見書 864

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>は、すでに自然に感動する心を失っているのでしょうか。どんなに強気にきれい事を並べ立てても、自社の利潤のために日本の貴重な自然環境を破壊するような人間は、母親を奴隷として売り払うようなことをしているんだと自覚してもらえたらと思います。母なる自然環境を破壊して偉ぶっているのは、卑しくて恥ずかしいことです。</p> <p>かつて縄文時代より聖地とされてきた諏訪は御神木の國です。だから樹木についての言い伝えも様々に残っています。</p> <p>お金儲けのために大事な木を斬ると、森から呪いを受けて、木を斬った人たちが急死してしまいます。こうしたエピソードが信州のあちこちで語り伝えられています。わりと最近のエピソードとして諏訪にも茅野にも残っています。</p> <p>山に対してひどいことをする人がいると、地域の人みんな「ああ、あいつはもうすぐ死ぬな」と思います。そういう念が集まってしまうのか、言い伝えでは「あいつ」は実際に、すぐ死ぬようです。こうした不穏な印象を与えかねない伝承が今も残っているのはなぜでしょうか？</p> <p>それは里山の恵みで生きる私たちにとって、大切なことを、大切に語り継ぐ必要があったからではないでしょうか。「森の木たちをうっかりないがしろにしてはいけないよ」「森の木はうっかり斬った人が死んでしまうくらい大切なんだよ」「木にも魂があるんだよ」「木たちは私たちを守ってくれている、かけがえのない存在なんだよ」「山を汚したらあんたたちに未来はないよ」「里山を大事に守って暮らさないね」</p> <p>そうした思いで、信州の古老たちは子孫に、伝えてくれたのではないのでしょうか。とても大事なことを、何世代もの膨大な経験の蓄積による必須な知識を、ちょっと</p>	

意見書 864

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>怖い譬え話として。</p> <p>信州の外からきたベンチャー企業は、私たちのふるさと信州の、大切な山を売り飛ばして、いったい何をさせようとしているのでしょうか？</p> <p>地元の方たちは貴社の投機によって何が起こるのか「本当に」知っているのでしょうか？</p> <p>本当のところを知らされているのでしょうか？</p> <p>よくわからないままに企業側の烟に巻くような詭弁を聞かされているだけなのではないのでしょうか？</p> <p>諏訪は神の國です。諏訪の民は神代から山の神と山の樹々を大切に暮らしてきました。</p> <p>地元住民の健康と幸福を無視した、初めに札東ありきの傲岸不遜な態度。地方の精神衛生環境を踏みにじるような発言。共同体環境を破壊しかねない不誠実な態度。こうした遣り口が例えば、中国あたりでは地元民の大きな怨恨を買いつつ成り立ったとしても、ここ日本では決して許すわけに参りません。実態を知ってしまえば誰もが心底「不許可」なのではないかと思われまます。</p> <p>山の中にソーラーパネルが並んでいる風景は殺風景で不気味です。実際に、ソーラーパネルって、有毒な環境ゴミなんですよね。こんな殺風景な景色を子供たちに見せたくはありません。「あれはなんのために作ったの？」と子供に聞かれて「遠くからきた卑しい大人たちが、太陽の恵みをお金に変えて稼ぐためだよ。諏訪の人たちは騙されて、土地を汚されたんだよ」と答えられますか？</p> <p>観光に来る方たちは、山のなかに出現する異様な光景を見て、ショックを受けることでしょう。長野県民ていうのは、諏訪市民ていうのは、こんなにも情報に疎くて、意識が遅れていて、自然環境に対して冷たくて、目先の営利を優先する人たちの住処なんだっていうふう</p>	

## 意見書 864

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>に誤解されるかもしれません。</p> <p>諏訪市内へ移住してきた方も含め、多くの友人が「雄大な自然に惚れて諏訪市に住んでいる」と言っています。そうした友人全員が、環境破壊行為を放置している諏訪市政に対して失望の声をあげています。</p> <p>諏訪市政は、貴重な観光資源でもある、かけがえのない諏訪の自然をないがしろにしてはいないでしょうか？</p> <p>諏訪市長の金子ゆかり様。この意見書を読んでいるのでしたら、お願いします。</p> <p>いま、諏訪市には将来への明るい展望と、自然保護の志をもった優秀な林業技術者がたくさんいます。彼らの意見を聞き入れながら里山を保護する条例を作ってください。そしてすべてのメガソーラー事業を不許可としてください。</p>	

## 意見書 865

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>私たち多くの市民は今、貴社のソーラーパネル建設事業に不快感を覚え、撤退を望んでいます。</p> <p>霧ヶ峰は古代聖地でもある景観の優れた美しい場所。霧ヶ峰の山々を守り、大切にしていくことは、世界各国の人から見ても、誇らしいことだと思います。私たちは子孫たちが自然を楽しめるよう、貴重な自然環境を保護していく義務があります。</p> <p>木々を伐り倒してソーラーパネルを設置するよりも、今ある森を残すことの方が、よほどか自然に優しいは</p>	<p>ご意見として賜りました。</p> <p>長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。</p>

意見書 865

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>ず。日本の山林の美しい自然環境は、次世代に誇れる財産です。</p> <p>自然環境が営利目的で破壊されていくことに胸を痛めていた故・手塚治虫氏は代表作『ブラック・ジャック』のなかで主人公に、そうした営利業者を見殺しにさせます。「この大自然の美しさがわからない奴に、生きている値打ちはない！」と言って営利業者をひとり、自然のなかへ置き去りにして見殺しにするのです。子供向けの漫画で手塚氏はこのようなメッセージを発しているのです。自然の美しさがわからない奴は、いったん死んで出直してこい。日本人だったらこうした感覚を皆、こころのうちに共通してもっているはずです。</p> <p>木々は一度切り倒してしまったら、再生するのに時間がかかります。</p> <p>営利ビジネスの勝手な都合によって、諏訪の素晴らしい自然環境が大きく劣化してしまうとしたらどうでしょう？諏訪の豊かな自然の恵みを受けて育った人、霧ヶ峰を大切に思ってきた人たちは皆、強い不快感を抱くこととなります。</p> <p>もしも私たち大人がそのような暴挙を許してしまったら、子供たちは大人に対して根深い不信感を抱き、大人たちを恥ずかしく思うことでしょう。環境破壊ビジネスは、深刻な精神環境の汚染を招きます。</p> <p>金銭の利益のみを追求して、大切な諏訪の土地を、諏訪の人たちの希望を汚染する。そのような汚らしいビジネスには、諏訪から撤退してもらいます。</p> <p>自然環境を大切にしたいと志すのであれば、木を切り倒すよりも、人工の建物の上にソーラーパネルを設置すればいいのでは？多くの市民はこの事業に対して「霧</p>	

意見書 865

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>ヶ峰という貴重な土地を投機のために利用しようとしている。それだけは許せない」というふうに取り扱っています。</p> <p>諏訪の土地を。諏訪の貴重な自然環境を、貴社は金儲けのために、投機のために、利用しようとしていますね？どんなに言い訳しようと、どんなに言い逃れをしようと、この点だけは否定できないはずですよ。</p> <p>利用されて多大な迷惑を被るのは、諏訪の自然だけではなく、自然と共に生きる日本人たちです。</p> <p>霧ヶ峰は世界的に多くの国民から愛されています。世界中の自然を愛する人たちのところを、傷つけるわけにはいきません。もしもそんなことになったら、長野県民として、諏訪の民として、末代まで恥を残してしまうこととなります。</p> <p>長野県の県民性は、勉強熱心で理知的なことで知られています。そして正義感が強い。諏訪人たちがいったん本気になったら、世界中の有識者を味方につけることができます。</p> <p>国際的な避難を浴びるまえに、どうか諏訪から事業を撤退してください。</p>	

意見書 866

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>自然環境はとても微妙なバランスで成り立っています。あなた方が考えている計画、明らかにやりすぎですよ。これほどまでに大規模に山に手を入れて、その後の環境に影響がない訳ないでしょう。</p> <p>これまでに私たち人間が行ってきってしまった数々の自然破壊、今の小学生だってよく知っています。そんなことを私たち大人がまだ続けるんですか。自分たちの首</p>	<p>ご意見として賜りました。</p> <p>長野県環境影響評価の手続きを通して本事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価し、ご懸念を払拭できるような事業となるよう推進していきます。</p>

意見書 866					
No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>を絞めていることに、まだ気が付いていないようですね。</p> <p>Loop 社員の方々は誰もお子さんがいないのでしょうか？私たち自らが</p> <p>誇ることができる「私たちが生きた証」を子どもたちに受け渡す。そういう意思を持って生きている方ならば、決してこのような恥ずかしい計画を実行することはないでしょう。</p> <p>ご自分の人生最大の恥を後世に伝えるなんてこと、どうかなさらないように。</p>	

意見書 867					
No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>貴社が諏訪市で配布したお知らせには残置森林面積が97.4haあるとしています。一方、事業計画では湿原保全エリア28.0ha、残置森林69.4haとしており、これを合計すると97.4haになります。</p> <p>従って、森林として残るのは97.4haではなく69.4haと判断できます。</p> <p>さらに残置森林の林縁部で倒木が発生した場合を想定し、安全帯として発電設備から40～50mの範囲は、あらかじめ木を伐採しておく必要があるはずですが。</p> <p>この安全帯の面積は10～30haくらいの規模になるものと推測され、残置森林の面積は上記の値よりさらに減少し、森林による環境保全効果が低下し、環境保全上の問題があります。</p> <p>このような事業は行うべきではありません。</p> <p>この意見に対して事業者見解を提示する際には、以下の内容について提示してください。</p>	<p>準備書1-13Pに記載しておりますが、残置森林を湿地含む面積と定義しており、97.4haと記載しております。方法書の段階から面積としては増加させております。残置森林の管理については森林法に基づき、関係行政と協議しながら検討してまいります。</p>

意見書 867

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>1) 真の正確な残置森林面積 2) その面積を算出した根拠</p> <p>今までの説明会を見ていると、住民らからの問題指摘に対して貴社の回答は「県や関係機関の指導を仰ぎ適切に対処する」という回答がほとんどです。これでは回答とは呼べません。</p> <p>県や関係機関の指導が必要であるのならば、指導を受けたうえでその内容を事業者見解として示すことが必要です。その対応をお願いします。</p>	

意見書 868

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>森林伐採、反対です。 私たちの郷土の自然を破壊されるのは困ります。 景観が最悪です。なので、やめていただきたい。 住民に対する説明も不十分です。</p> <p>小さい子供がいたり、介護などで説明会に参加できない住民も多く、よく話題に出ます。</p> <p>日曜日の昼間などに、子供も連れて行けるよう各地区の公民館などで、ぜひ説明会の開催をしていただき、多くの賛同を得てから、工事を始めて下さい。</p>	<p>説明会の開催時期について、ご意見として賜りました。</p>

意見書 869

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>東日本大震災により原発事故が発生し国民は大きな不安と不信に包まれました。原発の安全性を高めていく</p>	<p>本事業の長期運用を実現し、太陽光発電が日本の主電力となる一翼を担えるように努めます。</p>

意見書 869

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>の当然ですが今後は原発に頼らないエネルギー転換が望まれていると思う一人です。</p> <p>御社のソーラー事業はその先頭に行くものとして注目しております。</p> <p>環境アセスも準備書の段階となり事業実施が、すぐそこに見えてきていると思います。そうした中、地元住民をはじめ環境面との融合など様々な心配の声もあり多くの意見が寄せられていることかと思えます。</p> <p>御社がその様々な意見に対し対応していただいているご苦労も伺えます。本当にお疲れ様です。</p> <p>さて、他の方のご意見とダブってしまう点もあるかと思えますが確認を含めいくつかご意見を送らせていただきます。</p> <p>準備書等の資料拝見させていただいておりますが、もしこちらの認識が間違っていましたら幸いです。</p>	
2	第4章	第8節 地形・地質	4-8-31	<p>①まず雨量の基本認識ですが50年確率を基本にされているように思われますが、現実には多くの災害が発生しておりますので事業実施にあたっては100年、1000年というデータを使用すべきかと思えます。</p>	<p>諏訪地域での過去の降雨状況を見ると、50年確率を超える降雨の発生履歴はありませんので、現状においては十分な治水安全度を確保できていると考えております。</p>
3	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>②ボーリング調査の深度がどのくらいまでのデータかと心配しております。以前仕事関係で関わったとき、事業地周辺の井戸は150～200mでした。ボーリングの深度は何メートルでしょうか。</p>	<p>ボーリング調査は支持地盤確認用および環境影響評価用を含めて20m程度から最大50m程度までです。</p>
4	第4章	第6節 水象	4-6-62	<p>③水素酸素安定同位体を用いて涵養標高を推定されていますが雨水の分析結果が示されていないようです。従って正確な涵養標高は推測できないと思いますがいかがでしょうか。</p>	<p>ご指摘のとおり、正確な標高を推定することはできませんが、相対的に見てどのあたりの標高域が涵養域となるかについて検討しました。</p> <p>ご指摘のとおり、雨水の同意藍分析を用いた検討は行っておりませんが、既往の研究論文を参考にしながら、狭い範囲の湧水（涵養域がある程度限定されるC・D湿地の湧水）を基準として、その湧水の涵養域より標高が高いのか、同程度か、低いのかという検討を行いました。</p>

意見書 869

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
5	第4章	第6節 水象	4-6-62	④諏訪での説明会に参加させていただいたとき、御社の見解として、事業地の地下水はどこにいかわからないとお答えされていたと思います。そのうえで周辺の湧水や井戸水の涵養域は示されています。矛盾しているかと思いますが科学的説明が必要ではないでしょうか。	事業地に降った雨が地中のどこを通過して下流のどこに行っているのかを推定することはできないと説明申し上げます。本準備書では周辺の水源や湧水の水を分析することや、現地踏査や既存の地質図で広域の地質状況を確認することにより、湧出した水がどこから来た水であるかを推定しました。
6	第4章	第10節 動物	4-10-52	⑤希少動物の調査で準備書に調査方法があります。定点カメラの観測地点が事業地の広さに対してあまりにも少ないと思います。カメラ数の妥当性の説明が必要かと思います。	例えばヤマネの調査に自動カメラを利用しましたが、動物調査の経験豊富な専門の調査員が、事前に周辺の樹洞など生息環境を精査したうえでカメラの設置位置を検討しており、適切な調査が実施できたと考えています。
7	第4章	第10節 動物	4-10-52	⑥ヤマネは当該事業地に多数存在していると認識しておりますが、敷地外に1か所となっております。繁殖と餌場の関係からまだ生息数があるかと思いますが調査結果の妥当性に疑問があります。	弊社の調査結果によると敷地外に1か所の確認でした。ヤマネについては、今後もモニタリングを実施し、結果を踏まえながら適切に事業を進める計画です。
8	第4章	第4節 低周波音	4-4-5	⑦PCS から発する低周波音はウシや動物にどのような影響があるか科学的データが必要かと思います。	霧ヶ峰農場付近の工事中の騒音振動については、予測の結果に示しましたとおり、騒音について現状からかなりうるさくなる値を想定しています（振動については大きな変化は予測されません）。ある目安によると60dB以上が「普通～うるさい」とされ、60dBで「静かな乗用車」70dBで「騒々しい事務所の中」という目安の表現もみられます。牛については、人とほぼ同じ可聴範囲を有しているが人よりも低音の感度が高いとの研究報告もあるようです。したがって牛に対しても同じように影響を想定する必要があるかもしれませんが、こうした比較的大きな騒音が想定されるのは工事最盛期の一時的なものと考えられます。工事中には騒音の状況をモニタリングすることも計画していますが、慎重に工事を進めてまいります。事業実施後のPCSからの騒音は極めて小さく、人に対する影響は小さいとの予測結果ですので、ウシなどに対しても影響は同様に小さいと考えています。なお、畜産に関する具体的な問題については、個別に検討させていただきたいと思います。

意見書 870

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>私はふたりの幼児を育てながら、国内と海外諸国で芸術教育を普及させる仕事をしている 34 歳の長野県民です。山ひとつ超えた諏訪に実家があり、地元の素晴らしい自然に親しんできました。そんな流れで二十代から自然環境を保護する活動に携わるようになりました。</p> <p>これまでのところ、日本の各都道府県と、ヨーロッパ、中米における、環境破壊ビジネスの実態を視察する機会に恵まれました。</p> <p>現在、東信・中信・南信の多地域で、子育てをしている地元のお母さんたちが連携を図って、ソーラー事業に撤退してもらう活動を始めています。私もその活動メンバーの1人です。</p> <p>活動メンバーの主婦のなかには平素なかなか意見書を書く時間を取れない方もいますし、文章を書きなれていなくて空き時間のなかで思うように筆が進まないという方たちもいます。そうした方たちの声をまとめさせて戴き、この私の意見書に反映させて戴くことになりました。</p> <p>すでに貴社の専門家たちもご存知のように、ソーラー発電は時代遅れの、一過性の非効率なシステムです。</p> <p>一枚のソーラーパネルを生産するために必要な電力は、その一枚のソーラーパネルが寿命の尽きるまでに生み出すことの出来る電力よりも、遥かに大きい。</p> <p>この事実が知れ渡って以来、ソーラー発電システムは「エネルギーを無駄に浪費する愚劣な発電システム」「発電のために大量の電力を消費する非合理的なシステム」として有識者から非難されています。</p> <p>しかもソーラーパネルは、処理不可能な有毒物質を含んでいます。30年後には地球環境を損なう、処理不可能な有害ゴミになります。</p>	<p>弊社は再生可能エネルギーの普及により、日本のエネルギー自給率を高めることが弊社の使命であると考えており、環境保全と両立した再エネ導入を目指しております。</p>

意見書 870

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>さらにメガ・ソーラーシステムは、CO2 を吸収してくれる木々を切り倒し、山林の自然環境と自然景観を破壊します。</p> <p>ソーラー事業はすでに、有識者のあいだでは、かけがえのない自然環境を破壊する、先のない環境破壊ビジネスとして知られ始めているのです。</p> <p>長野県内でも、すでに地元住民の避難を浴びて、ソーラー事業主が事業を撤退する動きが生まれています。</p> <p>地元住民の避難を浴びてソーラー業者が撤退しても、その土地が転売されまた別の業者が入ってくるなど、地元民の感情を害する悪循環を起こしている地域もあり、各地のソーラー事業は、ほとんど悪徳企業の様相を呈しています。</p> <p>地域環境を破壊する悪辣な事業に対処するため、私たちは海外の有志とも連絡を取り合いながら環境問題、林業、法律などの研究会を進めています。集まっては研究会を続けている目的は何かと言えば、子供たちの未来を害する環境破壊事業に撤退してもらうためです。</p> <p>ご存知のように長野県の自然環境を愛するお母さんたちは、ソーラー事業が大嫌いです。</p> <p>貴社にお願い致します。まずはこうした地元住民からの意見書を、社員全員でよくよく読んでみてください。私たちの、こころを、気持ちを素直に汲んでみてください。</p> <p>未来の子供たちのためにも早急に求めます。</p> <p>貴社のソーラー事業に、撤退を。</p> <p>地元住民にとっての貴社の事業は不利になることばかりです。</p> <p>ひどい話じゃないですか。</p> <p>諏訪市民のなかでソーラー事業を、心の底から好意をもって歓迎している地元民はいないんですよ。誰ひとりいない。市長を含め、市会議員を含め、学校の先生や生</p>	

意見書 870

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>徒を含め、どこにも、まったく、ひとりとして、いないんです。</p> <p>ひとりでもいるなら、それがどなたか教えてください。</p> <p>地元住民にとって貴社の事業は不利になることばかりです。</p> <p>ソーラーシステムを維持するためには、自然生命体に害のある農薬を大量に用いる必要があります。でなければ生えてくる草木にパネルが覆われて電力を売れなくなる。結果として、言い訳無用、土地が汚れて、水が汚れる。</p> <p>不自然な大規模工事によって土砂崩れなどの人災が発生し、貴重な人命が失われるケースもあります。そうなったら人災による殺人行為を問われても仕方ありません。ひどい話じゃないですか。</p> <p>貴社の社員とその家族の将来にとっても、貴社のソーラー事業は明らかに不利です。誰も望んでいないような、子孫を害する迷惑行為によって収入を得るわけですから。どんなに少なく見積もっても、貴社の社員とその家族にとって精神衛生上大いに問題があるはずです。</p> <p>もうやめてください。</p> <p>貴社にとって事業の内容を見直す時期が来ているのではないのでしょうか？</p> <p>それとも有毒なソーラー・パネルを量産しすぎて、もう撤退しようにも後にもひけなくなってしまって、このまま環境ゴミをさらに量産して地球上に撒き散らすしかなくなっているのでしょうか？そんなことはないでしょう。今ならまだ後に引けます。各国に、後世に、子孫に、汚名を残さないで済みます。</p> <p>貴社はどうして住民と十分に話し合う前に、土地を買い占めるような不誠実な暴挙に出たのでしょうか？順番</p>	

意見書 870

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>が逆ではないですか？</p> <p>他人様の土地に手を出すのなら、いざという時の責任の取り方や保証金や賠償金額について詳細を、すべての長野県民に示した上で（少なくとも茅野と諏訪の地元住民に示した上で）よくよく話し合っただけで反対意見が一切なくなっただけで、ようやく土地を分けてくださいってお願いする。これが心ある態度、誠意ある物事の段取り手順じゃないですか？</p> <p>どうしてこうした誠意ある手順を踏めなかったのか？</p> <p>どうして傲慢で不誠実と見做されるような手順で、強引に事を進めてしまったのか？いったんそういう傲慢で強引な態度を示してしまうと、地元住民からは信用を失ってしまって、もう先がありません。</p> <p>実はこの事業、地元住民にとって不利な点ばかり。この事実がバレてしまったら、周辺住人と地権者の反対によって、土地を手に入れられなくなる。</p> <p>事前にそれをよくよく知っていたからこそ、貴社はまずこっそり土地に手をつけたんでしょう？</p> <p>ひどい話じゃないですか。正直で誠実な手順というのは、まるでその逆なんです。貴社が表向きの広報戦略で、クリーンなイメージを打ち出すほどに、裏にある嘘が、詐欺めいた雰囲気が、隠蔽工作が浮上してくる、そんな印象を人々に与えています。</p> <p>他社への心配りさえできない会社。誠意のない嘘まみれの会社。人心を破壊する会社。国際的に悪徳企業と見做されても仕方ない会社。自社の不誠実な態度が、どれほど地元住民の感情を逆撫でしているか、自社と関わる人々の精神を損なっているか、そうした対人関係の基本さえ感じることができない鈍感な会社。地元住民はすでに貴社について、そのような感想を抱いているってことをご存知でしょうか？</p>	

意見書 870

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>そんな心のない会社は出て行ってくれ。                      地元住民がそのように願うのも無理はないでしょう。                      地元住民にとって、地球の住民にとって、貴社の事業は不利益になることばかりですから。</p> <p>「有毒な環境ゴミである、ソーラー・パネルを用いた、メガ・ソーラー発電事業という名の、自然破壊ビジネスが大好きです。あらゆる情報を吟味した上で、私はソーラー発電が大好きでたまりません」</p> <p>そんな地元住民がいたら、とっくに堂々と発言しているはずですよ。</p> <p>いませんよ、そんな人は。実際に、一人もいないんですよ。</p> <p>「自然保護という観点からも、伝統産業保護という点でも、メガソーラー事業こそが諏訪の土地にとって必要なのです」</p> <p>そのように個人として堂々と発言できる人だって誰もいません。</p> <p>市長も、県知事も、自然破壊に加担するはめになる土木業者さえも、そんなバカげたことは言えない。そんなことを言える狂人が世界中にひとりもいないってことを、私たち地元住民は知っていますよ。</p> <p>あなたがたの事業を必要としている地元住民はひとりもいない。誰ひとりいない。ひどい話じゃないですか。貴社のなかの社員さんたちだって同じなんじゃないでしょうか？</p> <p>知っているんでしょう？電力がすでに余っていることだって知っているんでしょう？ソーラーパネルを作るのに本当は莫大な電力が必要だってことも知っているんでしょう？30年後に寿命の尽きたソーラーパネルを無害な形で処理することはできない、社員のひとりひとり全員が余生で全力を尽くしたとしてもそれを無理</p>	

意見書 870

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>だってことを、知っているんでしょう？</p> <p>うっかり「これで大儲けできるって」勘違いして、頭でっかちに興奮したまま、一部の人が示し合わせて、あれこれキレイごとめいた演出をくっつけて起業してしまっただけの話でしょう。</p> <p>貴社がクリーン・イメージを作るために東日本震災と原発事故を利用して演出を行った件については、すでに国際的に有識者から「災害に便乗した汚い手口」「火事場泥棒」と呼ばれているのをご存知でしょうか？これでは被災して苦しんだ人たちが浮かばれません。</p> <p>大量の電力を消費し、大量の環境ゴミを生み出してしまふメガ・ソーラー発電システムは、原発事故後の混乱に乗じた、たんなる過渡期的な発電様式です。すでに過去のものとして衰退が始まっています。今やメガ・ソーラー・ビジネスは、かつての原発ビジネスみたいに、恥ずかしい、汚らしいビジネスと見做されるようになってきています。</p> <p>こうした時代の趨勢も、貴社の社員の皆さまは、すでに知っておられるんでしょう？</p> <p>こうした事実を知りつつ、「自然エネルギー」なんて嘯いて、色んなことを明言できずに曖昧にさせたまま詭弁を弄していたら、詐欺と見做されても悪徳企業と見做されても仕方ないんです。</p> <p>「ソーラーパネルの生産によって電力はまったく消費されない！ソーラーパネルは有毒物質を含んでいない！メガ・ソーラー発電によって、絶対に地元の水質は汚れない！絶対に土砂崩れは起こらない！全社員と家族ともどの私は命をかけてこれを宣言できる！」</p> <p>貴社にそんな社員がいましたら、とっくに堂々と明言しているはずです。いませんよね、</p> <p>そんな人は。社長も含めて一人もいないでしょう。</p> <p>「もしも将来的にわずかでも、あなたがた住民にとって不利な事態が生じたら、即刻、諏訪市民ひとりひとり</p>	

意見書 870

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>全員に一億円ずつの賠償金を支払い準備がある。そういった賠償手続きをすべて終えた後で、私は腹を切る。私はこのように自信をもって、諏訪におけるメガソーラー事業を推進するべきだと考えている」</p> <p>「いけませんよね、貴社にそんな社員は。社長も含めて一人もいないでしょう。いましたら、とっくに堂々と明言しているはずです。</p> <p>単なるこころない金儲けのために、独占的な企業利益を得るために、自他を言いくるめるような曖昧な詭弁を延々と繰り返す。そうやって地球利益を破壊し、子供たちの未来を汚染する。貴社はもしかして、そのような恥ずかしいことをしてかしてきたのでしょうか？だとしたら、こちらも地元民の誇りのために、はっきりとした事実を繰り返します。</p> <p>この事業を心から求めている地元住民は誰ひとりいません。</p> <p>実態が知れ渡った今やメガ・ソーラー発電システムなんて誰も望みません。</p> <p>それでは、誰が、何を、望んでいるのか。 貴社が、ただ、金儲けを、望んでいるだけ？ 金に汚い、心の汚れた本人たちが本心を眩まして、そこに便乗しているだけ？</p> <p>ソーラー事業は、いくらかでも事業に通じている方たちから、そのように見做されていることを、すでに御存知かと思います。</p> <p>もう一度事実をお話します。 事実を受け止めてください。 この事業を心から求め望んでいる地元住民はひとりもいません。 地元住民にとって貴社の事業は不利になることばかりです。</p>	

意見書 870

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>それなのになぜ、貴社は強引に、事業を進めようとしたのでしょうか？</p> <p>貴社の社員は、私利私欲の金銭的利益という観点から、頭でっかちに興奮して、この事業を進めていただけなのではないでしょうか？</p> <p>もしもそのような理由で、専門家の意見や地元住民の感情をないがしろにしたまま事業を進めようとしているのだとしたらどうでしょう？</p> <p>「自分に嘘ばかりついている私欲にまみれた卑怯者」と呼ばれても仕方ないのではないのでしょうか？ こうした卑怯者は、長野県でいちばん嫌われているタイプの人物です。</p> <p>そう、目先の金儲けのために魂を売るような公共モラルの欠けた人間は、ここ信州において、もっとも嫌悪され軽蔑されます。これはもちろん長野県下にかぎったことではないでしょう。世界中の、次世代を担う子供たちにとっても、この点は同じでしょう。</p> <p>ここから先、貴社の社員全員に、よく読んでもらってください。</p> <p>「自分に嘘ばかりついている私欲にまみれた卑怯者」は何をしでかしてしまうのか？</p> <p>持続可能な公共の利益を踏みにじり、心ある人びとの感情を踏みにじり、かけがえのない自然と、伝統産業などの貴重な文化を破壊します。そうして人と人の心ある繋がりを破壊します。かけがえのない人間環境を破壊します。</p> <p>そういうことをしでかす子供はお母さんに叱られます。そんな子はうちの子じゃないから出ていきなさいと言われます。母なる大地から、マザーアースから、地球から出て行きなさいと言われます。</p>	

意見書 870

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>御存知かとは思いますが、信州は世界的に見ても、子供たちへの自然保育が盛んな土地です。日本でも屈指な、山林自然保育のモデル地区なのです。</p> <p>そんな長野県の山のなかで、将来は環境ゴミの残骸になる無残な有毒ソーラーシステムを、子供たちに目にし欲しくはありません。</p> <p>長野県下で子供たちの自然保育を推進している当事者全員が、自然環境と景観を損なう有害なソーラー事業に対して反対を表明し、非難の目を向けていることを知っておいて戴けたらと思います。</p> <p>子供たちの自然保育の推進している親御さんたちはもちろん、自然環境を守るため、いざ裁判となった時にも、結束して全面的な援助協力を始めてくれます。</p> <p>もしも貴社がこれまでのような不誠実な態度で地元住民の真情を軽んじ続けるのだとしたらどうでしょう。各種の裁判が始まった場合、貴社の企てようとした事業はインターナショナルな規模で、世界中に有識者に、そして世界中の自然保護活動家たちに、典型的な失敗例として、興味深い話題を提供することになるかもしれません。</p> <p>例えばという話をします。</p> <p>きれいな魂と、汚れた魂と、どちらを選ぶのか子供に訊いてみたら答えはひとつです。幼い命を賭けてでも、子供たちは、きれいな魂を選びます。</p> <p>カネとコネ、金銭と権力が絶対だと教え込まれてスポイルされてきた金持ちの子供が、いったん金づるを切らしたとき、周りの子たちから「金くれるから仕方なく付き合ってたんだよ」「本当はおまえが大嫌いだったんだよ」「おまえのこと哀れな奴だと思って本当は軽蔑していたんだ」「お前との付き合いって実は損得関係だけだったんだよね」</p>	

意見書 870

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>親子ともどもそのように、金の切れ目が縁の切れ目ということをお願い知らされたんじゃないかかわいそうでしょう。</p> <p>他人を踏みにじってでも、強くて偉くてでっかい人間になって、強さと偉さとでかさによって評価されねばならない。そんなふうにおかしいまま育った子もいるでしょう。出会う人たち1人1人の真性のほうが、周りの人たちの真性のほうが、権力や金よりずっとずっと大切だということを両親に教えてもらえないまま、愛情に飢え渴いて育った子もいるでしょう。</p> <p>そうした子が恥づかしいおかしなまま大人になってしまって、最後の最後に自分がしてかしてしまった、色んな破壊行為、自分が残してしまった環境汚染を、いくら悔やんだって、もう遅い。取り返しがつかないんです。</p> <p>そういう子供は、惨めで、かわいそうです。</p> <p>だからこそ、取り返しのつかない悲惨な最後を迎えないで済むよう、周りの大人たちは今のうちから、そういう子を叱ってあげたほうがいいと思います。親の心がすでに汚れている場合は仕方ないとして、素直な心をもっている子供のうちなら、まだどうにかなるかもしれません。</p> <p>きれいな魂と、汚れた魂と、どちらを選ぶのか子供に訊いてみたら答えはひとつ、子供たちは必ず、幼い命を賭けてでも、きれいな魂を選ぶからです。</p> <p>「自分に嘘ばかりついている私欲にまみれた卑怯者」は自分の心がますます汚れて腐っていくだけでなく、周りの人の心的環境も汚染してしまう。だから共同体としては、そういう大人に育てられた、かわいそうな子供を放っておくわけにはいかない。</p> <p>貴社の社長と社員さんたちが、もしもそのような「自分に嘘ばかりついている私欲にまみれた卑怯者」ではな</p>	

意見書 870

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>いとしたらどうでしょう？</p> <p>私たち母親にとって、それは未来への大きな希望になるでしょう。</p> <p>ですからソーラー事業の撤退に向けて早速、準備を進めてください。</p> <p>かつて日本のかけがえない自然環境を、投機のために利用しようとしていた会社があった。その会社の社長は短絡的に、金儲けのためだったらどんなに蔭で汚いことをして他人を騙して嘘をつきまくったって許されると勘違いしていた。結果その会社は、国際的な非難を浴び、汚名にまみれ恥にまみれて倒産した。どんなに頭を使って言い逃れをしても、地球環境を汚染して事実を否定できず、社長とその関係者は子孫代々まで売国奴として恥を残ることになった。</p> <p>貴社は将来、そんな会社と見做されるわけにはいかないのではないのでしょうか？</p> <p>貴社の社長と社員はそれぞれに野心もあるし頭がいいのではないのでしょうか。ソーラー事業から潔く撤退しても、貴社はまた新たにゼロから出直して、新世代に向けてのまったく新しいタイプのエネルギーを開発し、新しい事業を推進できるのではないかと思われます。もしもそれだけの知能さえ、それだけのヴァイタリティーさえ、持ち合わせていないのだとしたら、貴社が将来的に、寿命の尽きた有毒ソーラーパネルの処理など、できるわけがありません。</p> <p>すでに古臭く、時代遅れで、バブリーなソーラー発電ビジネス。凡庸で、芸のない、ソーラー発電ビジネス。そんな過去の商法に、もうこれ以上こだわる必要はないのでしょうか。</p> <p>強引粗暴な大風呂敷商売とも見られかねない商魂。たんなる貪婪強欲とも見られかねない起業ヴァイタリテ</p>	

意見書 870

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>ィー。浅慮と見做されても負けずに戦略をめぐらす能力。そうしたところから推し量るかぎり、貴社なら出来るのではないのでしょうか、まったく新しい時代の新型エネルギーの開発を。これから再び若い社員たちや研究者たちと、ゼロから出発して。</p> <p>その新世代のエネルギーこそは今度こそ、有毒金毒・有毒物質とは無縁で、有害な環境ゴミになる心配もなく、地球のかけがえのない自然を破壊する必要もなく、国際的な非難を浴びて社員たちが実はうしろめたい思いをする必要もない、極めて低いコストで誰もが享受できるエネルギーになるのではないのでしょうか。</p> <p>そのようなエネルギー界の新展開、そのような画期的なフリー・エネルギーの開発こそ貴社は、財力と精力を注いだらいいんじゃないかと思います。</p> <p>実はすでに貴社の若い社員のあいだで、そのような提案が始まっていること、それが頭の硬い老朽世代の耳に届いていないだけだということを、私たちは事情通の方から耳にしています。</p> <p>私たちがもしも本当に子供たちの晴れやかな未来を願っているのなら、今のうちから広い範囲で力を合わせて、自然環境と社会環境を整備していかななくてはなりません。じっくりと入念に、多くの事実を学びつつ、こころある遣り方で環境を整備していかななくてはなりません。</p> <p>子供たちの周りに広がる山野の自然環境を、自然景観を守りましょう。子供たちの周りに広がる素直な真情あふれる人間環境を、曇りなくきれいに澄んだ眼差しを守りましょう。</p> <p>そのためにもいさぎよく、ソーラー事業の撤退に向けて、今日からでも準備を進めて戴けないでしょうか。</p>	

## 意見書 871

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>以前より、ありますように、大雨、洪水、などの環境変化を考えますと、自然があり、私達の環境を支えるほうが、長期的に、メリットがあります。</p> <p>パネルをつくるにも、かなりの毒物があり、作成国では、二度ときれいにできない、汚染土壌があります。</p> <p>地震で壊れたりした場合、確実に撤去できるか、自然への影響、最後まで管理できるか、長期的な責任を示していただきたいです。</p> <p>残念ですが、職場でも、個人でも、賛成意見は、でていません。</p> <p>ご検討くださいませ。</p>	<p>弊社は再生可能エネルギーの普及により、日本のエネルギー自給率を高めることが弊社の使命であると考えており、環境保全と両立した再エネ導入を目指しております。本事業で使用を予定している太陽光パネルにはカドミウム等有害物質は含まれていないため、仮に劣化、破損した場合にもカドミウム等有害物質の溶出は想定されません。売電収入から資源エネルギー庁のガイドラインに沿って総工費の5%程度を毎年撤去費用として積み立てを行います。</p>

## 意見書 872

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>近年、気象は極端化が進行しており、局地的な豪雨(ゲリラ豪雨)が諏訪地方でも頻繁に起こるようになっていきます。</p> <p>以下の心配があり、その心配を払拭するべく、調査・回答をお願いします。</p> <p>心配事：こぶし大の雹が降った場合、太陽光発電パネル/変電設備が損傷し、内包物質が流出・発散されることによる被害発生。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>太陽光発電パネルの耐衝撃性能。どの程度まで耐えられるか？</li> </ul> <p>また、パネルのみでなく、パネルから電力を取り出す部分等、設備全体についての耐衝撃性を提示いただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>損傷により流出・発散される、設置場所の自然界に無い物質について、提示いただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本事業で使用を予定している太陽光パネルには有害物質は含まれていないため、仮に劣化、破損した場合にも有害物質の溶出は想定されません。(基準値以下の鉛は含有)</li> <li>弊社使用の太陽光パネルは JIS および同等の規格に準拠したものであり、JIS においてはパネルの耐久性についても規格されております。パネルの耐久性については直径 38mm の鉄球を 1m の高さから落とす試験や、直径 25mm の氷の球を 23m/s の速さでぶつけ、破損や機能への影響がないかを確認する試験を行っております。</li> <li>現地は主任技術者の常駐及び、定常的に除草で人が入っている状態となりますので、即時対応が可能です。</li> </ul>

### 意見書 872

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>・上記物質による、人・動物・植物への影響について、提示いただきたい。</p> <p>・パネル、設備の破損発生から、まだ無事なパネルへの防護手段展開までの時間を提示いただきたい。</p> <p>・パネル、設備の破損発生から、破損物の回収・隔離までの時間について提示いただきたい。</p> <p>リスクは 発生率×深刻度×リカバリー性 から推し量るべきであり、本ケースでは、 発生率・・・従来は無視できる発生率であったが、近年・将来においては無視できない気象である。 深刻度・・・太陽光発電パネルの中には、自然界では考えられない濃度で化合物が内在しており、設置パネル数の多さからも深刻な自然破壊・健康被害が見込まれる。 リカバリー性・・・パネル設置地が山間部・斜面であり、迅速な対応は難しいと思われる。 と考えております。</p> <p>上記質問に科学的根拠に基づく回答が得られない場合は、本事業に賛同できません。 御検討をお願いします。</p>	

### 意見書 873

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>本事業では多くの木の伐採が伴います。 樹木はCO<sub>2</sub>排出量の削減に大きな貢献をしています。 また、CO<sub>2</sub>を減らすためには</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. CO<sub>2</sub>排出量を減らす</li> <li>2. CO<sub>2</sub>吸収量を増やす</li> </ol> <p>という事になります。 2030年パリ協定の実現に向け、今後10年日本の環境</p>	<p>準備書 4-16-9P に記載しておりますが、本事業実施により、▲24,629t-CO<sub>2</sub>/年の二酸化炭素削減を予測しております。本事業の森林伐採範囲の全体の二酸化炭素吸収量は、63,943t-CO<sub>2</sub>、年間だと939.9t-CO<sub>2</sub>と算出しております。他発電所との比較は、一概に実施することはできませんが、一般的には石炭火力発電や石油火力発電より自然に対する負荷は低いです。</p>

意見書 873

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>政策は上記2点に大きく焦点を向けることが予想されますが、</p> <p>以下の観点から本事業の概要を教えてください。</p> <p>1. 本事業により CO<sub>2</sub> 排出量はどれだけ減りますか？</p> <p>1-1 石炭火力発電と比較した場合</p> <p>1-2 石油火力発電と比較した場合</p> <p>1-3 原子力発電と比較した場合</p> <p>排出量の算出には、機材の生産、変電施設建設、寿命部品の交換を含めた総合計での算出をお願いします。</p> <p>2. 本事業により CO<sub>2</sub> 吸収量はどれだけ減りますか？</p> <p>1-1 本事業前の森林の状態と伐採後に森林保全行為をしなかった場合</p> <p>1-2 本事業前の森林状態ではなく、健全な植栽・伐採をしている森林と、伐採後に森林保全行為をしなかった場合</p> <p>1-3 本事業前の森林の状態と伐採後に本事業で計画している森林保全行為をした場合</p> <p>リスクは発生率×深刻度×リカバリー性から推し量るべきであり、本ケースでは、</p> <p>発生率・・・原発は安全性確保のための休止が続いている。火力発電が再開しており、CO<sub>2</sub> 排出量を減らす目途が立っていない。</p> <p>温暖化は事実として進んでおり、すでに発生している。</p> <p>深刻度・・・ゲリラ豪雨や台風の強化等で多くの災害が発生している。</p> <p>リカバリー性・・・多くの人が危機感を共有し、正しい対策を実行することで、温暖化の緩和・修正が期待できます。</p> <p>もちろん“正しい対策”をしっかりと厳密に見極める必要があります。上記質問に科学的根拠に基づく回答が得られない場合は、本事業に賛同できません。ご検討をお願いいたします。</p>	

意見書 874

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>ソーラーパネルは電力を生み出すため、そのエネルギーにより、発火のリスクがあります。</p> <p>以下の心配があり、その心配を払拭するべく、調査・回答をお願いします。</p> <p>心配事：パネルが発火した際の延焼速度と消火の難易度について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用する太陽光発電パネルの耐火性について、UL 規格との対応で提示いただきたい。</li> <li>・太陽光パネル以外の全ての施工材について、UL 規格との対応で提示いただきたい。</li> <li>・落雷や周辺森林火災の延焼により発電施設が火に覆われた時の燃焼状態について、以下の点をふまえてソーラー施設の無い森林火災との比較を説明いただきたい。             <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 燃焼時発生するガス</li> <li>2. 燃焼に伴う破裂、爆散の可能性（コンデンサー等）</li> </ol> </li> <li>・消火活動について、以下の点をふまえてソーラー施設の無い森林火災との比較を説明いただきたい。             <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 有効な消火剤</li> <li>2. 消火剤が土壌与える影響</li> <li>3. 広大なエリアに対する消火剤散布方法と消火剤の供給方法</li> <li>4. 日中の消火活動におけるパネル発電電力の影響</li> </ol> </li> <li>・火災現場に消防隊が駆けつける時間を2時間とした場合、どのくらいの規模の人員・機材が到着すれば鎮火が可能か、提示いただきたい。</li> </ul> <p>リスクは発生率 x 深刻度 x リカバリー性から推し量るべきであり、本ケースでは、 発生率・・・施設自体からの発火はメンテナンスで下</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ソーラーパネルは「IEC61730-1 および 2」に適合しており、この企画は JIS C 8992-2 と同等と考えられると理解しております。</li> <li>・架台については、鋼材およびアルミ材にて組成されております。</li> <li>・場内には 70 か所以上に消火器が設置される計画です。</li> <li>・場内には昼間、主任技術者もしくはメンテナンス作業員の駐在をおこない、また監視カメラによる監視は 24 時間行われます。</li> <li>・常駐しておりますので、初期対応とともに、火災の初期段階において、迅速に消防署への通達を行います。</li> </ul>

### 意見書 874

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>げることができるが、落雷や周辺森林火災からの延焼の可能性は拭い切れない。</p> <p>深刻度・・・森林火災と比べ燃焼現象の差が不明。また、燃焼で絶縁不具合となった状況での消火活動は消防士への深刻な被害も想定される。</p> <p>リカバリー性・・・自動消火設備の設置やモニタリングで対応時間短縮は可能。地域消防署との事前打ち合わせも有効。</p> <p>と考えております。</p> <p>上記質問に科学的根拠に基づく回答が得られない場合は、本事業に賛同できません。</p> <p>御検討をお願いします。</p>	

### 意見書 875

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>再利用可能エネルギーの重要性は理解できるが、流入河川及び、諏訪湖や天竜川の生態系に少しでも悪影響を与えるものは中止して欲しい。</p> <p>自分勝手な意見になってしまうが、自分が住んでいる地域に影響する場所以外であれば、しょうがないと思っています。</p>	<p>弊社は再生可能エネルギーの普及により、日本のエネルギー自給率を高めることが弊社の使命であると考えており、環境保全と両立した再エネ導入を目指しております。</p>

### 意見書 876

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>自然の木を伐採してまで、ソーラー事業をする必要性があるのか疑問に感じる？</p>	<p>弊社は再生可能エネルギーの普及により、日本のエネルギー自給率を高めることが弊社の使命であると考えており、環境保全と両立した再エネ導入を目指しております。</p>

意見書 877

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第1章	事業計画の概要		<p>長野県は県の78%が森林であり、またそれが魅力の地でもあります。ゆえにこの環境を求めて、国内外からも多くの人々が訪れています。この地に住む私たちは、豊かな自然を光の未来へ確実に残していくのが必須であると考えています。夫の仕事に伴い国立公園の各地を転々とした時にも痛切に感じました。</p> <p>膨大なソーラーパネルが山々に設置されているのを見て「美しい!」「すばらしい!」と感じる人は果たしているのでしょうか?そんな人はいないと思います。いつ見ても不気味なのです、著しく景観を、環境を損なっている、負の遺産にしか見えません。もしも四賀地区にメガソーラーができてしまったら、あの地を訪れる国内外の方々が悲しむのは火を見るよりも明らかです。長野県民としてもすごく恥ずかしく、取り返しのつかない行為なので、どうしても賛成できません。</p> <p>そして、ソーラーパネルが役に立たなくなった時の処分の仕方はどうなるのか?</p> <p>不安材料は挙げたらきりがありません。</p> <p>Loop社は真剣に地域の方々と話し合っていますか?自然環境への悪影響を精査していますか?ソーラーパネルの処理について考えていますか?</p> <p>よく耳にするのは、例年の真夏の室内気温よりも5度も高くなってしまったのは、お隣の家がソーラーパネルを設置したからだった、という弊害です。その影響は恐ろしいです。広大な山林を切り開いてソーラーパネルを敷き詰めてしまった時の環境破壊たるやどれほどのものなのか、想像しただけでも震えが来ます。自然エネルギーを謳っているLoop社であれば、真に自然に悪影響を及ぼさないエネルギーを供給するのが責務だと考えます。自然環境を、景観を、生態系を破壊してエネルギ</p>	<p>弊社は再生可能エネルギーの普及により、日本のエネルギー自給率を高めることが弊社の使命であると考えており、環境保全と両立した再エネ導入を目指しております。</p>

意見書 877

No.	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>一を供給しても、それは自然エネルギーではないのです。消費者をあざむいているとしか言えません。</p> <p>長野県民として、胸を張れるよう、これからもこの地を守っていこうと思っています。環境汚染を進めるような事業を認め、これ以上未来に生きる子ども達に恨まれるような土地を残したくはないのです。</p> <p>どうか今一度、これからのすべてのメガソーラー事業について考えを改めていただきたいと思い、意見書を提出します。</p>	